

一般社団法人 高知県建築士事務所協会

定 款

制 定 平成25年4月 1日
一部変更 平成26年5月23日(い)
一部変更 令和元年5月24日(ろ)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人高知県建築士事務所協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、建築士法（昭和25年法律第202号）第27条の2に基づく法人として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主（以下「建築主」という。）の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する助言、指導及び勧告その他の業務
- (2) 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決
- (3) 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修
- (4) 建築設計、工事監理等の業務に関する調査研究
- (5) 建築士事務所の経営管理に関する調査研究
- (6) 建築設計、工事監理等の業務に関する講演会、講習会、見学会等の開催
- (7) 建築設計、工事監理等の業務の普及及び啓発
- (8) 会報及び図書、印刷物等の刊行及び頒布
- (9) 建築物の安全性及び質の向上に関する調査研究
- (10) 建築物の耐震診断及び耐震補強設計の耐震性能を評定する業務
- (11) 高知県知事より指定を受けて行う建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等の書類を一般の閲覧に供する事務
- (12) この法人の目的に関連する各種受託業務
- (13) 関係各官公庁及び関係諸団体との連携及び協力
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 建築士法第23条の3第1項の規定による高知県知事の登録（以下「建築士事務所の登録」という。）を受けている建築士事務所の開設者であって、この法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人又はその他の団体

- 2 前項第一号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者は、正会員とみなす。(ろ)
- 3 第一項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。但し、正当な理由がないのにその加入を拒み、またはその加入につき不当な条件を付してはならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、会費を完納した後、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前に理由を付して除名する旨の通知を行い、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 理事会が別に定める「正会員倫理規程」に違反する行為をしたとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決された時は、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 建築士事務所を廃業又は解散したとき。
- (4) 建築士事務所の登録を抹消されたとき。
- (5) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。

(懲戒)

第11条 会員が、理事会が別に定める「正会員懲戒規程」の懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の議決を経て、懲戒することができる。

(会員の責務)

第12条 会員は、この定款及び「正会員倫理規程」に定める理念と規範に則って行動し、この法人が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した会費、賛助会費、入会金その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 役員等の報酬の額及びその規程

(3) 事業報告及び決算報告の承認

(4) 定款の変更

(5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(6) 会員の除名

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(10) その他総会で決議するものとして法令に規定する事項及びこの定款で定められた事項

2 法令に別段の定めがある場合を除き、個々の総会においては、第17条第4項の書面に記載した審議事項以外は、決議する事が出来ない。

(開催)

第16条 総会は、通常総会として毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の理事会の決議を要する事案は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする招集通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面による議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、総会日時の直前の業務時間の終了時まで書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

- 2 総会に出席できない正会員は、当該正会員の建築士事務所の管理建築士または別の正会員を代理人として表決権の行使を委任することができる。
- 3 第1項、第2項に基づく書面表決者及び表決委任者は、前条、第48条及び第49条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 理事又は正会員が、総会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告する事を要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中から選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、8名以内を常務理事とし、1名の専務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第25条 理事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、専務理事については、正会員以外の者であっても理事会で推薦された者を、総会の決議によって選任することができる。

- 2 監事は、総会の決議によって選任する。
- 3 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
ただし、正会員以外の者を専務理事とする場合は第1項ただし書によるものとする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事1名とその親族等(配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)又は所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、一般法上の代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、その業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、その業務を分担執行する。
- 6 副会長、専務理事及び常務理事は、一般法上の業務執行理事とする。

7 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前2項の理事及び監事の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の決議によって定める。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第31条 この法人に、名誉会長、顧問及び相談役（以下、名誉会長等という。）を置くことができる。

2 名誉会長等は、理事会の決議により、会長が委嘱する。

3 名誉会長等は、会長の諮問に答え、会長に対して意見を述べることができる。

4 名誉会長等は、第28条第1項、第2項並びに前条の規定を準用する。これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「名誉会長等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、有給とし、会長が理事会の決議を経て任免する。

4 その他事務局に関し必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(2) 前号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長、専務理事、及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、一般法第90条第4項各号に該当する事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告する事を要しない。ただし、第26条第7項の規定による報告には適用しない。

(種別及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 法律に基づき理事又は監事が招集したとき。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した議長及び監事は、これに記名押印しなければならない。(い)

第7章 委員会

第40条 この法人に、特定の事項を調査研究させ又は審議させるため、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員長及び委員は会長が任命する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金、会費及び賛助会費

(3) 寄附金品

(4) 補助金

(5) 資産から生ずる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の管理)

第45条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

第46条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(長期借入金等)

第47条 この法人が資金の借入れ(その会計年度の収入をもって償還するものを除く。)、新たな義務の負担(収支予算で定めるものを除く。)又は権利の放棄をしようとするときは、総会の決議を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の決議を得なければ変更する事ができない。

(解散及び残余財産の処分)

第49条 この法人は、一般法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号に規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の決議により解散することができる。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

3 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雑 則

(資料の備付け)

第50条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員及び正会員の名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 事業報告書及び収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (6) 総会及び理事会等の議事に関する書類
- (7) 許可、認可等に関する書類及び登記事項証明書
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによるものとする。

3 第1項各号に掲げる帳簿、文書、書類は法令に定めのある場合を除き、作成した事業年度終了の日から10年間保存するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第51条 この法人の公告は、電子公告による方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。
理事 西森敬祐、宮崎興正、田村雄一、田中健一、岡島右季、和田忠一、片岡重則、森田憲昭、酒井公一、岡林広一、鳥谷秀文、前田平、門田義仁、中澤康夫、福家淳、柴原信一、猪野温範、矢野久幸、大黒多聞、竹村真一（以上20名）
監事 伊藤豊、佐藤八尋、西岡啓二郎（以上3名）
- 3 この法人の最初の会長（代表理事）は西森敬祐、副会長（業務執行理事）は、宮崎興正、田村雄一、田中健一、常務理事（業務執行理事）は岡島右季、和田忠一、片岡重則、森田憲昭、酒井公一、岡林広一、鳥谷秀文、前田平（以上8名）とする。
- 4 この法人の最初の理事及び監事の任期は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立登記の日の属する年度に開催する通常総会の終結時までとし、いずれも再任を妨げない。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 6 この定款の変更は、総会の議決の日（平成26年5月23日）から施行する。（い）
- 7 この定款の変更は、総会の議決の日（令和元年5月24日）から施行する。（ろ）